

## 【 注意事項 】

1 後見開始等（保佐開始，補助開始を含む。）の申立ては家庭裁判所の許可がないと取り下げることができません（候補者以外の方が選任されることのみを理由とする取下げは，原則許可されません。）。

2 後見人等（保佐人，補助人を含む。）は家庭裁判所が適任者と思われる方を選任しますから，申立人が候補者として記載された方が選任されるとは限りません。

※ **本人の流動資産が1000万円以上の場合**，原則として専門職（弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士）が後見人等として関与することになります（報酬が発生します。報酬は本人の財産から支払われます。）。ただし，保佐，補助開始の審判で，保佐人又は補助人が財産管理権を持たないときは，この限りではありません。

流動資産とは，次の①及び②のことです。

① 本人名義の流動資産

現金，預貯金，株式，投資信託

② 本人が取得予定の流動資産

保険金，遺産分割による取得金，不動産の売却代金等

※ 後見開始の審判については，後見制度支援信託の利用を検討する場合があります。後見制度を利用している途中で，本人の流動資産が1000万円以上となった場合も，原則として専門職が後見人等として関与するか後見制度支援信託の利用を検討することになります。同封の「**後見制度支援信託のご案内**」をご覧ください。

3 いったん審判が確定しますと，銀行口座の解約や抵当権設定といった当初の目的を達したからといって，途中で成年後見制度そのものの利用を止めることはできません。本人が正常な状態に戻られるか，お亡くなりになるまで成年後見制度が続きます。